

平成27年2月10日(火)に開催した平成26年度第11回公立大学法人静岡文化芸術大学役員会の結果は次のとおりである。

## 1 議 案

- (1) 公立大学法人静岡文化芸術大学における公的研究費等の取扱いに関する規程の制定について
- (2) 公立大学法人静岡文化芸術大学公的研究費等の不正に係る調査手続等取扱規程の制定について
- (3) 公立大学法人静岡文化芸術大学の研究活動における不正防止に関する規程の制定について

### (ア) 趣旨

事務局から、公的研究費の不正使用が社会問題となっていることを背景に、文部科学省が平成26年2月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正を行い、大学・研究機関へその対応を求めていることから、本学においてもそれに対応し、公的研究費等を適切に管理して研究活動を推進していくための「公立大学法人静岡文化芸術大学における公的研究費等の取扱いに関する規程」を制定することについて、その承認を求める。

併せて、この規程に基づき、本学が管理する公的研究費等において、不正が疑われる場合の調査手続等に関し必要な事項を定めるため、「公立大学法人静岡文化芸術大学公的研究費等の不正に係る調査手続等取扱規程」を制定することについて、その承認を求める。

また、文部科学省の「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」に基づき、研究活動における捏造、改ざん、盗用等の不正行為防止に適切な対応を図り、研究活動をより推進していくための「公立大学法人静岡文化芸術大学の研究活動における不正防止に関する規程」を制定することについて、その承認を求める。

### (イ) 主な意見

特になし

### (ウ) 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

- (4) 公立大学法人静岡文化芸術大学学生懲戒規則の制定について

### (ア) 趣旨

事務局から、学生の懲戒については、本学学則及び大学院学則にそれぞれ規定されているが、他大学のようにこれに関する規則等が本学で整備されていなかったこと、及び平成27年4月1日から施行される学校教育法施行規則の一部改正により「学長は、学生に対する退学、停学及び訓告の処分の手続きを定めなければならない。」とされたことから、新たに規則を制定することについて、その承認を求める。

### (イ) 主な意見

特になし

### (ウ) 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

- (5) 特任講師の採用について

### (ア) 趣旨

事務局から、英語・中国語教育センター英語特任講師1名の退職に伴い、学長から採用候補者の申し出があったので、その採用について意見を求める。

(イ) 主な意見

特になし

(ウ) 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(6) 非常勤講師の委嘱について

(ア) 趣旨

事務局から、現非常勤講師の来年度就任辞退等に伴い、平成 27 年度に新たに 4 名の非常勤講師を委嘱することについて、その承認を求める。

(イ) 主な意見

特になし

(ウ) 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

2 報告事項

平成 27 年度 一般選抜志願状況について

事務局から、平成 27 年度一般入試における志願状況が報告され、前期日程及び後期日程ともに、昨年と比較して志願倍率が下がったこと、また全国の国公立大学の志願倍率も同様に下がったことについて、報告がされた。

以上により、審議を終了した。